

2019年度事業方針

日本国内を取り巻く情勢は、米中貿易摩擦の行方、10月の消費税10%、慢性的な人手不足などで不透明感があるものの、来年の東京オリンピックを控え、引き続き穏やかな景気回復が期待されています。

そうした中、労働行政においては昨年6月に働き方改革関連法が成立し、今年の4月から順次施行になります。

愛知県内においては、法令の周知はもとより支援プログラムである「AICHI WISH」を活用し、各企業において働き方改革が進められ、魅力ある職場作りが進むよう積極的に推進されています。

また、愛知県内の労働災害については死亡者数は46人で、平成29年、平成30年と2年連続して増加し、休業4日以上の死傷病災害についても7,117件で増加傾向となっています。

刈谷署管内では、死亡者数は2人で前年より5人減少したものの、休業4日以上の死傷病災害は468件で前年より減少したもののほぼ横ばいで、県内、刈谷署管内ともに第13次労働災害防止計画がスタートした昨年は厳しい年となっています。

今年は、働き方改革の周知・定着及び労働災害防止対策やメンタルヘルス対策が重点施策になります。

以上の背景から、当協会は、「働く人すべてが、安心して安全で健康に働ける職場環境づくり」を達成するため、労働基準行政の方針に従い、地域行政とも協業し、下記の事項を推進していきます。

1. 労働者の労働条件の確保・改善の推進～働き方改革の推進～
 - (1)過重労働による長時間労働の防止と健康障害防止対策の徹底
 - (2)働きやすい職場づくり及び健康保持増進の啓発
 - (3)法改正された労働関係法等の内容の周知
 - (4)相談事例等を基にした基本的な労働関係法等の周知
2. 労働者の安全と健康の確保対策の推進～第13次労働災害防止計画 2年目～
 - (1)論理的な安全衛生管理の推進
 - (2)中小事業場を対象としたハラスマント対応やメンタルヘルス対策(ストレスチェック等)の支援
 - (3)転倒災害に対する災害防止対策の啓発
3. 各種教育及び情報(法令、指針等)の周知と啓発
 - (1)西三河三協会、愛知県下各労働基準協会との協業による技能講習、特別教育等の充実
 - (2)出張教育による会員へのサービス向上
 - (3)無料相談窓口による安全衛生・労務管理等の助言の実施
 - (4)協会報「KA・RI・YA」及び協会ホームページの活用